

登録移転を希望する介護支援専門員の皆様へ

【東京都特例措置（令和3年1月26日現在）】

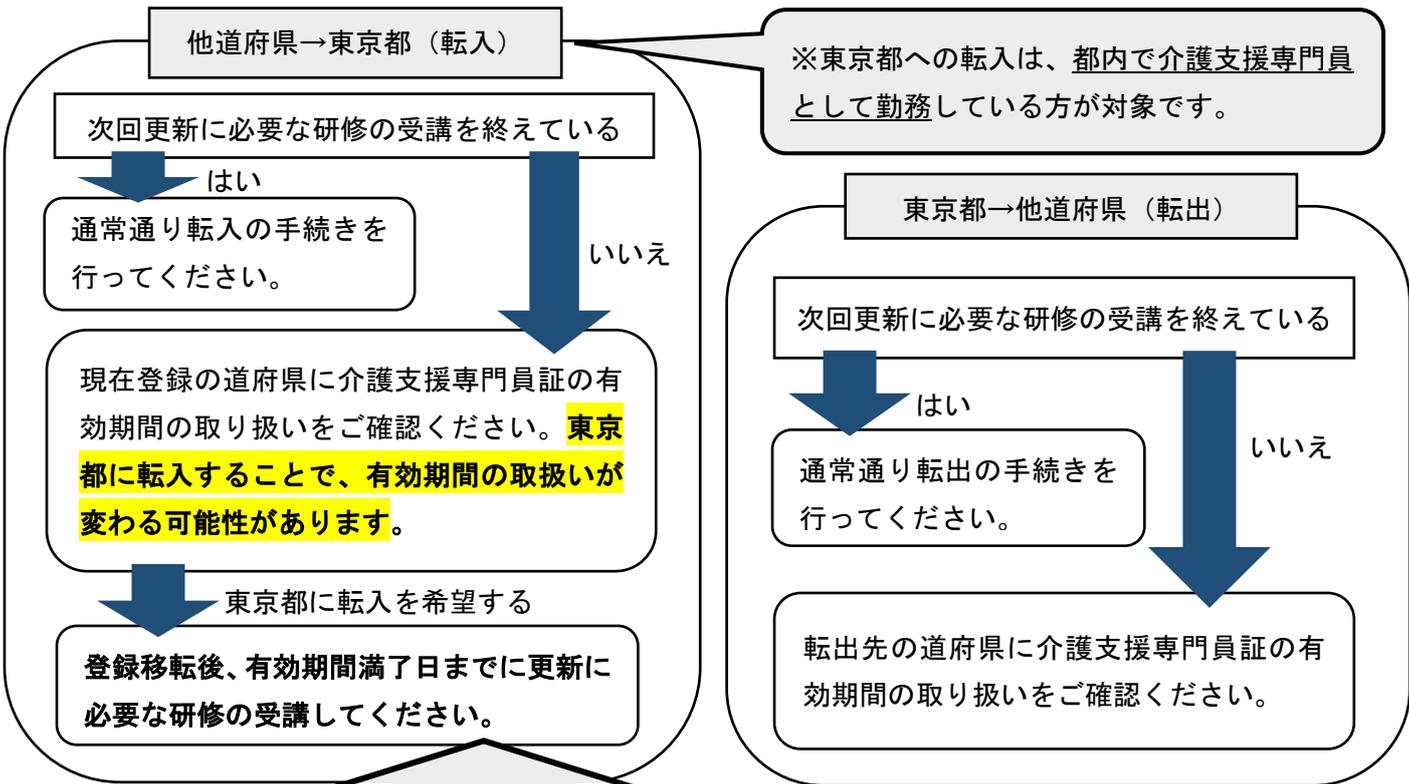
東京都登録かつ、有効期間満了日が令和2年2月25日から令和5年3月31日の介護支援専門員および主任介護支援専門員の方は、本来の有効期間満了日の翌日から3年間は研修を受講できる期間を延長できることとします。（詳しくは東京都福祉保健局 HP に掲載の通知等をご確認ください。）

※1：令和2年5月28日以降に東京都へ転入の方も特例措置の対象となりました。

※2：転入の手続きは、現在の介護支援専門員証の有効期間内、又は現在登録している道府県の取扱いにより資格を喪失しない取扱いとされている期間内に申請してください。

《登録移転の際の留意点》

新型コロナウイルスの影響による介護支援専門員証の有効期間の取扱いは都道府県ごとに異なります。



＜令和2年度東京都で中止・延期になっている研修＞

専門Ⅰ… 第1期延期 → 第2期の募集中止（今年度は実施しません）

専門Ⅱ… 第1期中止・第2期延期

更新88時間… 募集中止（今年度は実施しません）

更新32時間… 第2期中止・第3期延期

更新54時間… 第1期延期・第2期の募集中止・第3期延期

再研修… 第1期延期・第2期の募集中止・第3期延期

※詳細は東京都福祉保健局のホームページをご確認ください。

研修の実施状況等により介護支援専門員資格の特例措置の内容は変わる可能性があります。

変更が生じた場合には、東京都福祉保健局のホームページにてお知らせいたしますので、ご確認ください。